

公益社団法人日本パークゴルフ協会主任指導員規程

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、パークゴルフの普及・指導に当たる指導者の資質の向上と定款第8条に規定する都道府県の連合団体（以下「連合会」という。）及び市区町村パークゴルフ団体における指導体制の徹底を図るため日本協会における主任指導員の設置に関し必要な事項を定める。

(選任)

第2条 主任指導員は、指導員の中から所属連合会の推薦により、日本協会会長の任命のもと、当該連合会に2名を置く。

- 2 主任指導員は、市区町村団体又は連合会の指導業務以外の役職（事務局長を除く。）を兼ねることができない。
- 3 連合会は、当該連合会の区域が広範であること、又は市区町村団体の数が多く主任指導員の活動に支障がある場合は、第1項の規定にかかわらず3名を推薦することができる。
- 4 連合会は、主任指導員の推薦にあたって、主任指導員推薦書（別記様式1）を日本協会に提出するものとする。日本協会会長はこれにより当該主任指導員を任命し、主任指導員証（別記様式2）を交付する。
- 5 前項の主任指導員証を紛失等したときは、主任指導員証再交付申請書（別記様式3）を所属する連合会経由のうえ提出し、再交付を受けることができる。
再交付に掛かる費用は別表1に定める。

(任務)

第3条 主任指導員の任務を次のように定める。

- (1) 指導者の認定講習会・研修会の講師となること
- (2) 公認コースの審査業務を行うこと
- (3) 管轄地域における調査等の業務を行うこと

(任期)

- 第4条** 主任指導員の任期は4年とする。ただし、新たに任命された主任指導員の任期は、日本協会が定める基準日から4年を経過する年の3月31日までとし、前段の主任指導員を含め、所属連合会の申し出により再任を妨げない。
- 2 任期中に当該主任指導員に欠員が生じた場合は、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の規定による主任指導員の再任又は欠員の補充に当たっては、第2条4項の規定の例による。

- 4 連合会は、主任指導員の任期中に辞任の申し出があったときは、当該主任指導員からの主任指導員辞任届（別記様式4）を、また、主任指導員に第5条に規定する資格の喪失に相当する事由が生じたときは、主任指導員資格抹消届（別記様式5）を日本協会に提出しなければならない。

（資格の喪失）

第5条 主任指導員が次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 資格を放棄したとき
- (2) 所属市区町村団体の会員を脱退したとき、または除名されたとき
- (3) 主任指導員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 理由なく依頼された任務を果たさなかったとき
- (5) 居所不明等又は死亡したとき

（改廃）

第6条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

- 1 この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定(平成14年4月3日全部改正)した「国際協会指導者に関する規程（以下、「国際協会規程」という。）」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、前項の国際協会規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成25年6月26日、第2回理事会改定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日、第4回理事会改定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日、第3回理事会改定)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

別表 1 (第2条5項関係)

主任指導員証再交付手数料

	再交付手数料
主任指導員証	2,400円

(別途消費税)